

高齡者支援課關係

1. 特別養護老人ホームの重点化について

(1) 制度見直しの趣旨・内容について

特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）については、特養入所者に占める要介護3以上の割合は年々上昇し、平成23年では約88%となっており、入所者の平均要介護度も年々上昇している。また、在宅で要介護4・5の特養の入所申込者は、平成21年の調査では約6.7万人となっており、重度の要介護者の入所ニーズにどのように応えていくかが大きな課題となっている。

このように、重度の要介護状態で、特養への入所を希望しながら、在宅での生活を余儀なくされている高齢者が数多く存在していること等を踏まえると、特養については、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化する必要があることから、以下のような制度見直しを平成27年4月から実施するため、今国会に法案を提出しているところであり、ご了解願いたい。

- ① 原則、特養への新規入所を要介護3以上に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化する。
- ② 他方、要介護1・2の要介護者であっても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に、特養への入所を認めることとする。
- ③ 既入所者については、現在、要介護1・2の要介護状態で入所している場合のみならず、中重度の要介護状態であった者が、制度見直し後に、要介護1・2に改善した場合であっても、引き続き、施設サービスの給付対象として継続入所を可能とする経過措置を置く。
- ④ 制度見直し後、要介護3以上で新規に特養に入所した者が、入所後、要介護度が要介護1・2に改善した場合については、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、引き続き、特例的に、継続入所を認めることとする。

(2) 特例入所について

上記②及び④の特例入所の具体的な要件や入所判定手続き（市町村の関与）については、入所判定の公平性を確保するため、各市町村で判断基準に大きな差異が出ないように、厚生労働省において通知等により指針を策定する予定である。

なお、「要介護1・2であっても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合」については、例えば、「認知症高齢者であり、

常時の適切な見守り・介護が必要な場合」等が考えられるが、引き続き、具体的な要件設定の詳細について検討していく予定である。

また、特列入所の入所判定手続きについて、特列入所の判断の主体は、現行の優先入所判定時の手続きと同様、あくまでも施設とし、施設主催の入所検討委員会において特列入所の判断を行うが、その上で、特列入所の判断は、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅サービス等の提供体制の状況や今後の方向性等の観点を踏まえる必要があることから、保険者である市町村の関与が必要と考えている。

いずれにしても、特列入所の具体的な要件や入所判定手続きの詳細については、引き続き関係者の意見等も踏まえながら検討を進め、改正介護保険法案成立後の今年夏頃には、一定程度の具体的な指針（案）をお示ししたいと考えているため、ご了解願いたい。

特別養護老人ホームの重点化

【見直し案】

○ 原則、特養への新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化【既入所者は除く】

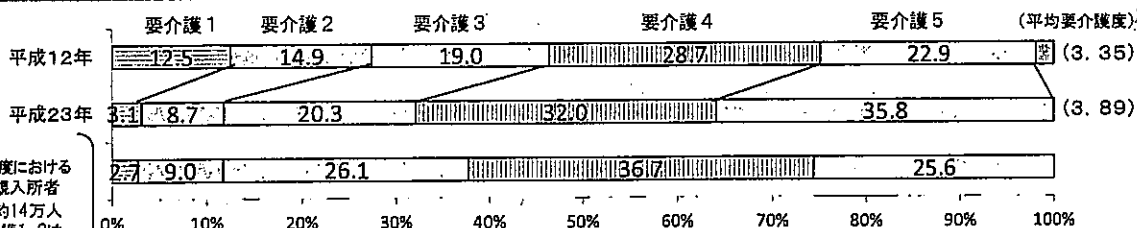
○ 他方で、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に、入所を認める

【参考：要介護1・2であっても特養への入所が必要と考えられる場合（詳細については今後検討）】

- > 知的障害・精神障害等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難
- > 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠
- > 認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要

要介護度別の特養入所者の割合

施設数：7,831施設 サービス受給者数：51.1万人（平成25年8月）



【参考】
平成23年度における特養の新規入所者
※全体の約14万人のうち要介護1・2は約1.6万人

特養の入所申込者の状況

(単位: 万人)

	要介護1~2	要介護3	要介護4~5	計
全体	13.2 (31.2%)	11.0 (26.2%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	7.7 (18.2%)	5.4 (12.9%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

2. 東日本大震災後の対応について

(1) 介護施設等の災害復旧について

東日本大震災で被災した介護施設等の復旧・復興に向けた支援については、平成25年度当初予算（東日本大震災復興特別会計）で、災害復旧費補助金として29.7億円を確保しているところであるが、復興の加速化を図るため、平成25年度中に着工可能な施設等については、前倒して支援することとし、2月6日に成立した平成25年度補正予算において29.1億円を計上していることから、当該予算を積極的に活用されたい。

また、平成26年度予算案（同特別会計）においても、災害復旧費補助金22.6億円を計上したため、平成26年度に着工予定の災害復旧事業については、こちらをご活用いただきたい。

(2) 介護職員等の応援事業について

福島県相双地域等^(※)においては、東京電力福島第一原発事故等の影響により、退職した高齢者施設の介護職員等の補充が進まず、人材確保が喫緊の課題となっていることから、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業」を平成24年6月から平成26年3月末までの応急的な対応として実施しているところである。

全国の事業者及び関係団体のご協力により、昨年12月末までに、全国から延べ326名の応援職員が福島県相双地域等の特別養護老人ホーム等で活躍されたところである。この応援活動に対し、現地施設からも感謝の声が寄せられており、ご協力いただいた法人・施設等の関係者、応援に入った職員の方々に深く謝意を表すものである。

しかしながら、相双地域等では未だ複数の施設において介護職員等が不足している状況にあること等から、平成25年度までであった事業実施期間を1年延長し、平成26年度においても当該応援事業を引き続き実施するので、管内市町村、介護保険事業者等への周知など、引き続きご協力をお願いしたい。

相双地域等 … 相馬市、南相馬市、新地市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村、いわき市、田村市の一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）

3. 介護施設等の整備及び運営について

(1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の延長について

平成26年度における介護基盤の整備に係る支援策としては、(2)の対応とともに、平成25年度末が実施期限とされていた、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」(以下「整備等特例基金」という。)及び「介護職員処遇改善等臨時特例基金」(以下「処遇改善等特例基金」という。)について、平成26年度末までに限り、実施期限が1年延長されたところである。両基金に残額を有する都道府県におかれては、平成26年度末までに執行されるようお願いする。

なお、「整備等特例基金」で実施している「介護基盤の緊急整備特別対策事業」のメニューのうち、「夜間対応型訪問介護ステーション」の整備事業については、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の整備を促進する観点から、平成25年度末までに着工する整備事業をもって、補助対象から除外する予定としている。おって、管理運営要領の一部改正を通知する予定であるので、御了知願いたい。

(2) 平成25年度補正予算について

平成25年度補正予算においては、平成26年度に「整備等特例基金」、「処遇改善等特例基金」が枯渇する都道府県の介護基盤の整備を切れ目なく着実に進める必要があるため、

- ① 「整備等特例基金」で実施している「介護基盤の緊急整備特別対策事業」について「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」(以下「ハード交付金」という。)に予算計上(予算額:206億円)
- ② 「整備等特例基金」で実施している「既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業」について「ハード交付金」に予算計上(同:60億円)
- ③ 「処遇改善等特例基金」で実施している「施設開設準備経費助成特別対策事業」及び「定期借地権利用による整備促進対策事業」について「地域介護・福祉空間整備推進交付金」(以下「ソフト交付金」という。)に予算計上(同:78億円)

したところである。

これらの補正予算に係る事前協議については、2月13日付けで全都道府県宛て

に通知したところであり、3月5日を各地方厚生（支）局への提出期限としているので、ご留意願いたい。

なお、②の「既存施設の sprinkler 整備特別対策事業」については、補助対象施設を拡大する（すべての「軽費老人ホーム」、「有料老人ホーム」及び「小規模多機能型居宅介護事業所」を対象とする等）とともに、小規模な施設で水道口径や水圧等の問題で消火ポンプ等の設置が必要な場合には、sprinkler 設置に要する費用としての1㎡あたり9千円の補助に加えて、1施設あたり225万円までの補助を創設することとした（「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」の一部改正について」（平成26年2月13日老発0213第4号）を参照）のでご了知願いたい。（「整備等特例基金」の管理運営要領についても、ハード交付金の実施要綱と併せて2月13日付け（「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」の一部改正について」（老発0213第2号、健発0213第9号）で一部改正済み。）

特に、平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災等を受け、自力避難が困難である要介護者等が入居する施設等について、sprinkler 設備に係る面積要件等を見直すための消防法施行令の改正が予定されており、平成27年4月より施行される予定（既存施設等については、平成30年3月までの経過措置が設けられる予定）となっていることから、該当する施設等に対して、「既存施設の sprinkler 整備特別対策事業」等を活用して sprinkler 設置を促すなどの早期の対応をお願いする。

（3）平成26年度の地域介護・福祉空間整備等交付金等の執行について

例年、「ハード交付金」及び「ソフト交付金」の協議は、各都道府県が管内市区町村の整備計画を取りまとめ、地方厚生（支）局へご提出いただいているところであるが、平成26年度協議分においても同様とし、その留意点は以下のとおりであるので、各市区町村に周知徹底願いたい。

ア 協議スケジュールについて

昨年度と同様、各市区町村宛に協議の事務連絡を発出し、3月下旬を目途に各都道府県への提出期限とする予定であるので、準備方よろしく願いたい。

イ 「地域支え合いセンター」整備事業について

今後、少子高齢化が進展し、高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、新たに高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」整備事業を平成25年度予算からハード交付金の新たな対象としたところである。

平成26年度のハード交付金では、「地域支え合いセンター」整備事業を優先的に採択する予定であるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、「地域支え合いセンター」の概要について、以下のとおりまとめたので、参考とされたい。

《「地域支え合いセンター」整備事業について》

1 事業の概要

今後、少子高齢化が進展し、高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」を整備する事業

2 実施主体

市区町村（市区町村が、交付金を活用して社会福祉法人やNPO法人等の民間事業者の整備に対して、補助金を交付することも可能）

3 助成単価（補助率）

【創設】1か所あたり 3,000万円（定額）

【改修】1か所あたり 650万円（定額）

4 その他

（1）設備基準、人員基準等

設備基準や人員基準等の国で定める運営に係る基準は無いため、各市区町村で、地域の実情に応じて対応することが可能。

（2）運営費

運営費に係る国の補助金等は無いため、運営費が必要な場合には、各市区町村の一般財源等で運営費を賄うこと。

事業の立ち上げ費用は、別途「高齢者生きがい活動促進事業」の活用が可能。

事業の立ち上げ初年度に必要な設備整備等に要する費用は、別途「ソフト交付金」の活用が可能。

(3) 「地域支え合いセンター」を拠点とした活動例

- 高齢者の農業等の生産活動
- 高齢者の生きがい活動
- 高齢者の見守りや配食サービスなどの生活支援活動
- 高齢者が子供との世代間交流を行うような共生型サービスの活動
- 高齢者のスポーツ活動や介護予防活動
- 独居高齢者等が地域住民と交流する活動
- その他、地域の実情に応じて、高齢者のために行う先駆的な活動

(4) 介護施設等の防災対策への取組等について

ア 介護施設等の耐震化について

特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護施設等の耐震化の状況については、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」（平成24年4月時点での状況調査）の調査結果によると、全国での耐震化率は92.4%となっており、一部の介護施設等で未だ耐震化が図られていないところである。

介護施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であることから、全ての介護施設等において耐震化が図られることが望ましい。

このため、特に耐震化率の低い都道府県・指定都市・中核市にあっては、一般財源による補助制度や「整備等特例基金」を活用の上、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉法人等に対してご指導をお願いする。

イ 介護施設等における節電対策等について

昨年度に続いて策定された電力需給対策に基づき、今年度は全国的な節電要請が行われ（沖縄電力管内を除く）、介護施設等の節電対策に多大なご協力をいただいたところである。（平成25年度冬季の節電要請期間はH26.3.31まで）

平成26年度における電力需給対策は今のところ未定であるが、決まり次第お知らせする予定である。

なお、昨年度夏季における計画停電への備えとして、計画停電のおそれがある電

力会社管内の地域を対象に自家発電設備の整備にあたり「地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）」の活用を可能としたところであるが、本事業は平成26年度末までに限り実施期限が1年延長されたことから、引き続きその活用について検討されたい。

ウ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成26年1月22日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等の徹底をお願いします。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

エ 社会福祉施設等における木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）において、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて有効であるとされていることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

オ 介護施設等におけるPFI事業の推進について

PFI事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づき、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成25年9月20日閣議決定）を策定し、その取組を推進しているところであるが、介護施設等においても公立の施設等を設置する際には、下記、内閣府ホームページをご参照の上、積極的な活用が図られるよう、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

（参考）

○内閣府ホームページ

<http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/12/pfi.html>

(5) 介護施設等における感染対策等について

介護施設等における感染症の発生及びまん延の防止並びに事故発生の防止については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずるべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いする。

例年、冬季においては感染症の集団発生がみられるところであり、次の点に御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設等に対して適切な指導をお願いする。

ア 今冬のインフルエンザ対策について

インフルエンザは毎年冬季に流行を繰り返しており、一般的に若年層と比較し感染症に対する抵抗力が低いといわれる高齢者が集団で生活する場である介護施設等では、集団感染の発生のおそれがあり、十分な注意が必要である。都道府県等におかれては、介護施設等に対し必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成25年11月20日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

(参考)

○厚生労働省ホームページ「平成25年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

○インフルエンザ施設内感染予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki.pdf>

○インフルエンザQ&A（平成25年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○国立感染症研究所感染症疫学センターホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、この冬も介護施設等における集団感染が発生しており、適切な予防対策を講じることが極めて重要である。このような状況から、以下の通知を参考に衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、各介護施設等に対し適切な予防対策を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

(参考)

- 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

(平成25年12月4日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

- 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

(平成19年12月26日付雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ノロウイルス検出状況 (2013/2014シーズン)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

- ノロウイルスに関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

ウ 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等について

多数の高齢者が利用する施設等においては、集団感染が生じやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年3月31日付厚生労働省告示第268号)に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

(6) 平成24年度決算検査報告(会計検査院)における指摘について

ア 交付金等により整備した地域密着型施設の利用状況について

平成24年度決算検査報告において、「ハード交付金」及び「整備等特例基金」により整備された認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所について、事業所が全く利用されていなかった例がある等、事業所が十分に利用されていない事態が生じている等の指摘を会計検査院より受けたところである。

会計検査院からは、

(ア) 市町村は、需要を的確に把握して、施設整備事業を実施しているとは認められない状況となっていた。

(イ) 施設の利用が低調等となっている理由として、

a 認知症対応型通所介護事業所では、

- 一般の通所介護事業所とのサービス内容の差異が分かりにくい。
- 介護報酬が、一般の通所介護に比べて高額で、認知症の要介護者が一般の通所介護を利用している。
- 要介護者等及びその家族が、認知症であることを隠そうとする傾向がある。

b 小規模多機能型多機能型居宅介護事業所では、通所を中心とした利用を想定しているが、利用者等が宿泊を中心とした利用を望む場合が多く、対応が困難である。

c 両施設に共通の内容として、サービスの機能や特徴等が十分に周知されていない。

ことが、その主な要因であると指摘されているところである。

については、以下の内容について了知いただくとともに、管内市区町村に対し、ハード交付金及び整備等特例基金の申請等の際に留意するよう、周知徹底をお願いする。

- ・ 補助協議に際して、サービスの需要に関する見込量が実際の利用に結びつくかの検証を行ったり、既存の地域密着型施設等の利用状況等を勘案したりするなどして、サービスの需要の見込みをこれまで以上に精査する。
- ・ 施設の整備後の利用状況についてのフォローアップを行う。

なお、利用が低調である事業所が所在する管内の市区町村に対して、事業所の提供するサービスの機能や特徴等について要介護者等へ周知する等の指導・助言を行うこともあわせてお願いする。

イ 特別養護老人ホームにおける積立金等の取扱いについて

また、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームの積立金等について、以下のとおり指摘（意見表示）を受けたところである。

（意見表示の内容）

- ・ 特別養護老人ホームにおける将来の施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うこと。
- ・ 移行時特別積立預金に見合う金額を移行時特別積立金として経理するとともに、保有する移行時特別積立預金を有効に活用するための具体的な用途等を改めて検討すること。

上記の指摘も踏まえ、特別養護老人ホームの安定的な経営の確保及び財務状況の透明性の確保の向上を図るため、

- ・ 次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合には、事業計画を作成の上、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金（施設整備等積立金、人件費積立金等）を積み立てることが望ましいこと
- ・ 移行時特別積立金と移行時特別積立預金は原則、同額となるよう計上すること
- ・ 保有する移行時特別積立預金については、将来の特定の目的のための積立金に計上するなど有効活用を図ること

等について、通知を発出する予定である。

（7）特別養護老人ホーム等における看取りケアのより一層の推進について

特別養護老人ホームの利用者は、高齢化、重度化が進展しており、医療ニーズの高い利用者も増加している。また、特別養護老人ホームの利用者の平均在所期間は、概ね4年となっており、退所者の約6割は死亡退所となっている。一方、利用者や家族の求めに応じて看取りケアを実施している特別養護老人ホームは概ね7割程度であり、今後、特別養護老人ホーム等における看取りケアの一層の推進が必要である。

これまで、特別養護老人ホーム等における看取りケアの推進を図るため、厚生労働省では、看取りケア加算の創設や対象サービスの拡充、「特別養護老人ホームにおけ

る看取り介護ハンドブック」や「特別養護老人ホームにおける看取り介護ガイドライン」の作成等をしてきた。また、過去の特別養護老人ホームにおける看取りケアに係る調査研究事業の報告書によると、看取りケアをより一層推進するためには、看取りケアに直接携わる介護職員の資質向上や職員配置の充実に加え、配置医師を重層的に配備する等の医師の負担軽減や施設での看取りケアについての配置医師の理解促進が必要であるとともに、利用者や家族をはじめとした住民一人ひとりの「死生観」の醸成や「施設における看取り」についての理解促進が重要であるとされている。

厚生労働省では、今後も引き続き、施設における看取りケアの促進に資する研究事業を実施し、その結果等を踏まえて、事業所等に対する支援を行っていくこととしているので、都道府県等におかれても、住民に対して「施設における看取り」についての啓発を推進していただくとともに、特別養護老人ホーム等に対して、看取りケアの一層の推進を指導していただきたい。

(8) 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

要介護度は低いものの、経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者の受入先として、養護老人ホームや軽費老人ホームがある。これらは平成18年度に介護ニーズに対応するために介護保険制度を適用する等の制度改正が行われたところである。その後、高齢化の一層の進展や経済情勢の悪化等により、生活困窮による生活保護受給者の増大や社会的に孤立する高齢者等、介護ニーズ以外の面で生活困難を抱える高齢者が増加し、その取り巻く環境は大きく変化してきている中、特に養護老人ホームでは、近年、定員割れの施設も見られることから、入所措置すべき者の把握や措置が確実に行われることが必要である。

また、養護老人ホームや軽費老人ホームには多様な状況の方が入所されており、複合的な課題へも対応できるノウハウを持つ施設も多いことから、入所機能だけでなく、例えば、地域で暮らす高齢の生活困窮者等に対する相談支援の機能等、地域の中核的な役割を担うことも期待できるものであり、積極的な活用をご検討いただきたい。

なお、これらを含め、今年度の老人保健健康増進等事業（老健事業）を活用して、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役

割について調査研究を行っているところであり、今年3月には報告書がとりまとめられることとなっている。

養護老人ホーム、軽費老人ホームは整備費、運営費が一般財源化されていることもあり、その役割を適切に果たしていくにあたっては、地方自治体のご理解とご協力が不可欠であるので、なお一層のご協力をお願いしたい。

(9) 社会福祉法人制度の見直し検討等について

現在、厚生労働省社会・援護局において、外部有識者等で構成する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を設置し、福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方について検討を行っているところであり、今年5月を目途に論点整理を行うこととしている。

検討会におけるこれまでの議論の中で、社会福祉法人運営の透明性の確保について議論が行われ、平成25年度以降の財務諸表について、インターネット上での公表の実施について義務化することが決定されたところであるが、平成24年度の財務諸表の公開状況調査結果（平成25年7月末現在）によると、老人福祉関係法人における財務諸表のホームページでの公表割合は低調であることから、各都道府県等におかれては、趣旨をご理解いただき、所管する法人の財務諸表の公表に向けて、ご協力をお願いしたい。

なお、社会福祉法人制度の見直し検討等に関する詳細については、社会・援護局の資料をご参照願いたい。

4. ユニットケアに関する研修について

高齢者介護の基本理念である「尊厳の保持」と「自立支援」は、一人ひとりの生活と暮らしの継続の尊重を念頭に、個別ケアと生活支援を実践することによって実現しうるものである。そのため、介護保険施設においては、利用者が自分の居場所を確保した上で、家庭的な雰囲気の中で利用者一人ひとりの生活リズムに沿って過ごせるユニット型個室の普及を推進しているところである。

ユニット型施設で提供されるユニットケアについては、画一的ではなく、個人の状態や希望に応じた柔軟なサービスが求められる。その推進に当たっては、ユニット型施設に従事する職員に加え、施設を指導する立場にある自治体担当職員においてもユニット型施設及びユニットケアに関する正しい知識の習得が必要であり、都道府県・指定都市におかれては、次の研修を活用し、ユニットケアの普及に御協力をお願いしたい。

(1) ユニットケアに関する施設整備・サービスマネジメント研修について

ユニットケアに関するハード面の整備については、高齢者の生活を理解した上で設計段階における的確な指導や助言を行うことが、その後の適切なサービスの提供につながる。そのため、平成16年度より施設整備担当者研修を実施し、自治体担当職員がユニットケアへの理解を深め、建物整備相談業務等に活かせるような研修を実施している。

また、ユニットケアの実践は、従来型のケアの実践とは異なるため、高齢者の具体的な生活像やユニットケアの仕組みを十分理解した上で、ユニット型施設の運営について指導助言を行う必要がある。そのため、平成18年度よりサービスマネジメント担当者研修を実施し、自治体担当職員がユニットケアへの理解を深め、施設運営の向上に活かせるような研修を実施している。

平成26年度のユニットケアに関する研修のうち、施設整備担当者研修（定員50名）、サービスマネジメント担当者研修（定員50名）については、国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において6月9日（月）から11日（水）の日程で開催を予定しているので、ご了知いただき、ユニットケアの普及に向け、研修への積極的な参加をお願いしたい。

(2) ユニットリーダー研修等事業について

施設管理者研修では、ユニットケアを導入するにあたり、管理者が抱える課題の解決に役立つ事例の紹介や対策について実践的に考えられる内容を、また、ユニットリーダー研修では、利用者の尊厳の保持やこれまでの生活の継続並びに利用者の自立を支援するためのユニットケアについて理解を深める内容をそれぞれ実施していただいているところである。

都道府県等におかれては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催や受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いします。

ユニットリーダー研修等は、都道府県等が自ら行うほか、都道府県等が適切と認めた団体に委託して実施することが可能である。この場合、都道府県等は、研修受託団体の研修に対する理念や研修実施体制、研修内容等を十分に把握し、必要に応じて適切な指導を行っていただくとともに、研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設の選定を行う際は、担当職員が現地調査に立ち会う等、積極的に関与していただき、研修の質の確保に努めていただきたい。

なお、都道府県等の判断により、研修を複数の団体に委託して実施することも可能である。この場合、都道府県等は、研修修了者について、研修実施団体、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成し、管理する必要がある。また、研修受講生が混乱しないよう、事前に情報提供を十分に行っていただきたい。

研修の実施にあたっては、研修受講生の利便性に鑑み、可能な限り職場から近い場所で研修を受講できるよう、ユニットリーダー研修実地研修施設の確保についてご配慮いただきたい。

5. 高齢者向け住まいの適切な確保について

今後、団塊の世代が高齢化し、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が必要とされていることに鑑み、平成23年3月に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」においては、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成32年度までに3～5%とする指標(平成17年度0.9%)が設定されている。

高齢者向け住まいの適切な確保にあたっては、有料老人ホームの適確な把握や指導が必須であり、また、住宅部局との連携施策として、サービス付き高齢者向け住宅や居住支援協議会の活用も有効である。これらの施策の実現にあたっては、福祉部局と住宅部局の連携が重要であることから、引き続き適切な体制で取り組まれるようお願いする。

なお、低所得者を対象とし、利用者が抱える様々な課題にも対応できるノウハウを持つ養護老人ホーム、軽費老人ホームについても、高齢者が安心して暮らせる住まいとして機能し得るものであることから、これらの施設に対するニーズを把握のうえ、必要に応じて整備を進めるようお願いしたい。また、平成26年度予算案においては、後述する「低所得高齢者等住まい・生活支援事業」の実施も予定されていることから、各都道府県及び各市町村においては、社会福祉法人・NPO法人等と連携した取り組みの推進についてもご配慮願いたい。

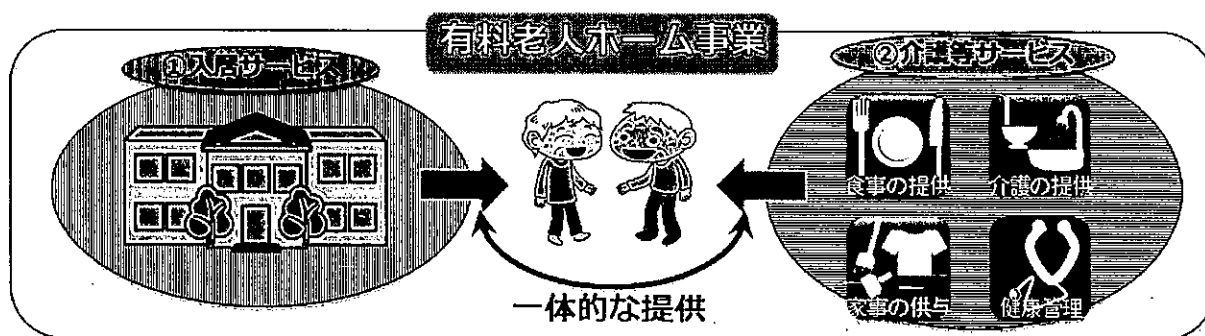
(1) 有料老人ホームの取扱いについて

ア 有料老人ホームの定義について

「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」(平成25年5月31日老高発0531第4号)において周知を図ったところであるが、有料老人ホームについては、届出制によって運営されており、一般的な許認可制とは異なるものであることから、事業者・利用者ともに誤解されていることも多い状況である。各地方公共団体においては、以下のポイントを念頭に、事業の実態に基づいて、適切に有料老人ホームの存在を把握するよう努めていただきたい。

【ポイント1. 届出の有無は関係ない】

- 「届出」がなくても、①入居サービスと②介護等サービス（食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれか）を満たしている施設は、老人福祉法上の「有料老人ホーム」として扱われる。
- つまり、事業者が希望するかどうかに関わらないことから、いわゆる「未届有料老人ホーム」も、老人福祉法の規定に則り、有料老人ホームに対する指導監督を行うことが可能。



【ポイント2. 入居者の人数は関係ない】

- 有料老人ホームの定義においては、入居人数の多寡による判断基準は置かれていないため、1人を相手に①入居サービスと②介護等サービスを提供している場合であっても、有料老人ホームに該当する。
- 以前は「10人以上」という要件があったが、平成18年度改正によって撤廃されているので注意が必要である。

【ポイント3. サービス提供の一体性に留意】

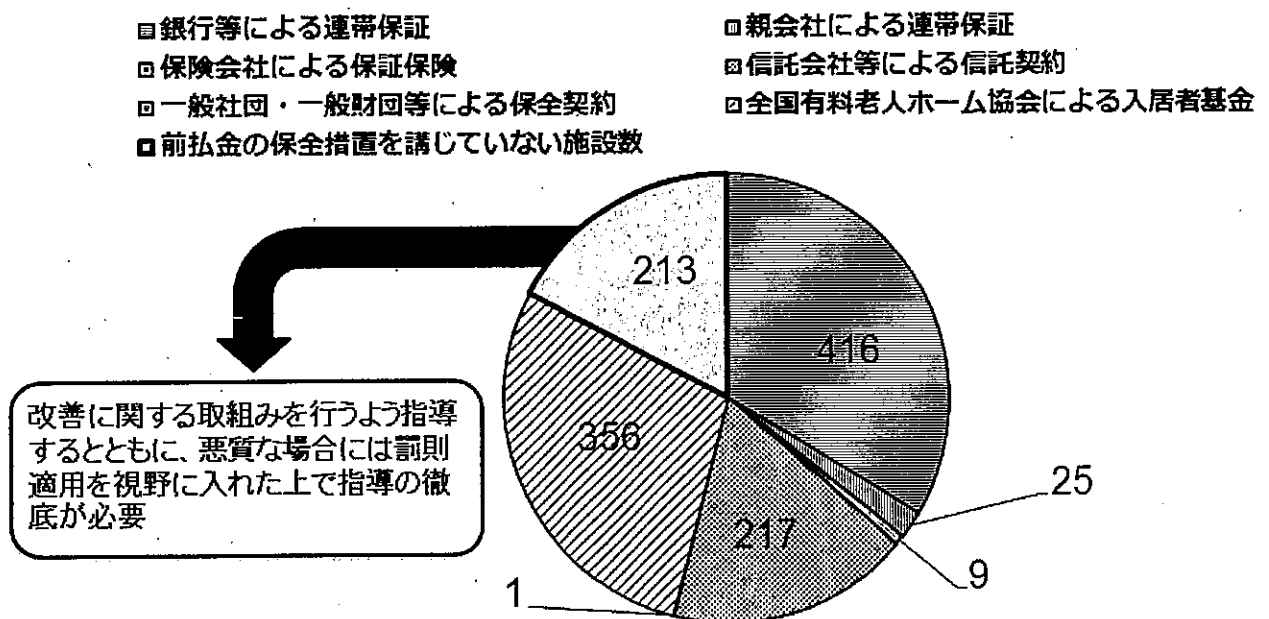
- 有料老人ホームの要件は、①入居サービスと②介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることにあるので、①の事業者と②の事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、経営上の一体性が認められたりする施設については、有料老人ホームとして取り扱って差し支えない。

イ 事業者に対する指導について

未届施設の実態把握において、入居者数に占める高齢者数の割合等に関わらず、幅広く把握して頂くとともに、有料老人ホームに該当する場合には、まずは早急に届出を行うよう施設の設置者に対して指導して頂きたい。その上で指導指針等の基準に適合しない部分については、是正可能な部分から段階的に期限を定めて是正を行うよう指導するなど、個々の実情に応じて対応されたい。

なお、有料老人ホームの定義に該当すれば、届出がなされていなかったとしても、老人福祉法に基づく立入検査や改善命令の対象となるため、届出の有無にかかわらず、法律の適切な執行に努めて頂きたい。特に、前払金の保全措置の義務があるにもかかわらず、それを履行していない事業者が相当数見受けられるが、保全措置がない場合、事業者において有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳しい指導が必要である。

【前払金の保全措置の状況（平成24年10月31日時点）】



平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数*：6,315件

⇒ うち前払金を徴収している施設数：1,237件

* 地方公共団体に於いて実態を把握できた未届有料老人ホームを含む。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて

ア サービス付き高齢者向け住宅の計画的な供給について

現行制度では、都道府県は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に基づき、高齢者居住安定確保計画（以下「安定確保計画」という。）を定めることができることとされている。安定確保計画の策定にあたっては、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標等を定め、また、介護保険法の規定により、都道府県介護保険事業支援計画と調和を図ることが求められているため、福祉部局と住宅部局が協力し合って取り組む必要がある。さらに、市町村に対しては、あらかじめ協議が必要となる。

また、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準は、高齢者の居住の安定確保に関する基本方針（以下「基本方針」という。）及び安定確保計画に照らして適切なものであることとされている。この登録基準については、安定確保計画で定めた供給目標を達成するため必要となる基準を定めることが想定されるが、例えば、安定確保計画において、

① 市町村別のサービス付き高齢者向け住宅の供給目標を具体的に位置づけた上で、

② サービス付き高齢者向け住宅の整備が、当該供給目標を大幅に上回るようなものでないことを、法律の趣旨を逸脱しない範囲で登録基準として規定することなども可能であるため、安定確保計画の策定にあたって、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条第 5 項の規定に基づき、都道府県と市町村が協議を行う際に、市町村の意見を踏まえて、地域における介護サービスの需要に応じた適切な供給を促進することについてもご留意頂きたい。

都道府県においては、安定確保計画を策定する際には、都道府県介護保険事業支援計画と十分な調和を図るよう住宅部局との連携を図り検討するとともに、市町村と十分な協議を行った上で策定を行うようお願いしたい。また、市町村から供給目標の設定について相談があった場合にも、住宅部局との連携を図りつつ、地域のニーズ等を的確に把握したうえで検討を行うようお願いしたい。

なお、本件の取扱いに関しては、「サービス付き高齢者向け住宅の適切な供給に係る事務の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 2 日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）においても、サービス付き高齢者向け住宅制度を共管している国土交通省とも協議の上、通知したところである。

イ 事業者に対する指導について

①継続的なサービス提供の必要性

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準では、入居者保護を目的として、書面による契約や居住部分が明示された契約であることのほか、入居者が入院したことや入居者の心身の状況の変化を理由として入居者の同意を得ずに居住部分の変更や契約解除を行うことはできない。

従って、事業者は入居者の要介護度認定の上昇や認知症への移行に関して、介護保険サービスや生活支援サービスを受けながら継続入居を希望する入居者を考慮に入れた上で、サービス提供体制を整える必要がある。



こうした制度が整備されている一方で、個々のサービス付き高齢者向け住宅において、どのようなサービスが提供されるかは各々の事業者の体制によるため、各事業者は入居契約前に入居希望者に対して、サービス内容を適切に説明する必要がある。各地方公共団体においては、この点にも十分に配慮した指導や周知を行うようお願いしたい。

②状況把握・生活相談の実施方法

本件については、「高齢者の安全・安心の観点等を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅制度の適確な実施等について」（平成25年7月31日付老高発0731第1号・国住心第84号）において、すでに周知を図ったところであるが、あらためて以下のとおり説明する。

サービス付き高齢者向け住宅の事業者には、状況把握サービス及び生活相談サービス（以下「状況把握サービス等」という。）の提供が義務づけられており、原則として、夜間を除き、本住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建

物に資格者が常駐することが求められている。

状況把握サービス等の提供にあたっては、入居者の安全・安心を確保する観点から、原則として日中は資格者が365日常駐する体制を整える必要がある。ただし、これにより難しい場合は、次の①又は②などの方法により、資格者が常駐していない日における入居者の状況を能動的に把握する体制を整えるとともに、契約締結時等において入居者本人に対し十分説明しておくことが望ましい。

① 常駐していない日の日中に、少なくとも一度は資格者が本住宅に赴き、入居者の状況把握を行う。

② 赤外線等により動体を検知するセンサー、水道の利用状況を検知する水量センサー等の入居者の住戸内での動態を把握できる装置の設置等により、資格者が常駐していない日における入居者の日常行動が長時間にわたって確認できない場合に、即時に安否確認や緊急時対応に着手できるような体制を確保する。

また、夜間にあつては、通報装置を設置することによる対応が可能とされているところであるが、入居者の心身の状況に応じて、資格者が常駐する体制を確保することが望ましい。

なお、事業者は状況把握サービス等の提供にあたり、プライバシーの確保について十分に考慮する必要がある。特に状況把握を行う際の各住戸への訪問については、緊急時対応を除き、入居者の意に反して行われた場合、入居者とのトラブル等を惹起するおそれがあることから、契約締結時等において入居者本人に対し十分説明の上、どのような場合に訪問するかについて、明示的に入居者の同意を得ておくことが望ましい。

<参照条文>

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）
（状況把握サービス及び生活相談サービスの基準）

第十一条 法第七条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 イ及びロに掲げる者のいずれかが、原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。

イ・ロ（略）

二 少なくとも前号イ又はロに掲げる者がサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐していない時間においては、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供すること。

(3) 低所得高齢者等住まい・生活支援の推進について

ア 低所得高齢者等住まい・生活支援事業について

平成26年度予算案において、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者を対象に、空家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う事業、さらに、これらの取組みを広域的に行うための仕組み作りを支援するための事業を「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として1.2億円計上している。事業の詳細（実施要綱や平成26年度のスケジュール等）については、後日お示しする予定であるが、管内の社会福祉法人・NPO法人等を通じて低所得高齢者等に対する支援を計画している都道府県及び市町村におかれては、本事業の積極的な活用に向けて検討を進めるようお願いする。なお、本事業と併せて、低所得高齢者等を支援する取組みが全国で展開されるよう、取組内容等の情報交換や普及啓発のための取組みを別途行う予定である。

また、所得や資産が乏しい、社会的なつながりによる支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難となっている高齢者を対象に、①居住の場を確保するための支援及び②日常生活上の支援を行うことにより、できるだけ安定的・継続的に地域生活を営むことができるように支援するための取組みのあり方について、平成25年度老人保健健康増進等事業（老健事業）において調査研究を行っているところである。

今後の取組みの参考としていただけるよう、今年3月にはとりまとめを行うとともに、事業の啓発活動を兼ねたシンポジウムが下記のとおり行われる予定である。

○「地域善隣事業シンポジウム」（仮題）

- ・開催日：平成26年3月5日(水) 午後1時～4時40分(予定)
- ・会場：すまい・るホール（東京都文京区後楽1-4-10 住宅金融支援機構本店1階）

イ 居住支援協議会の活用について

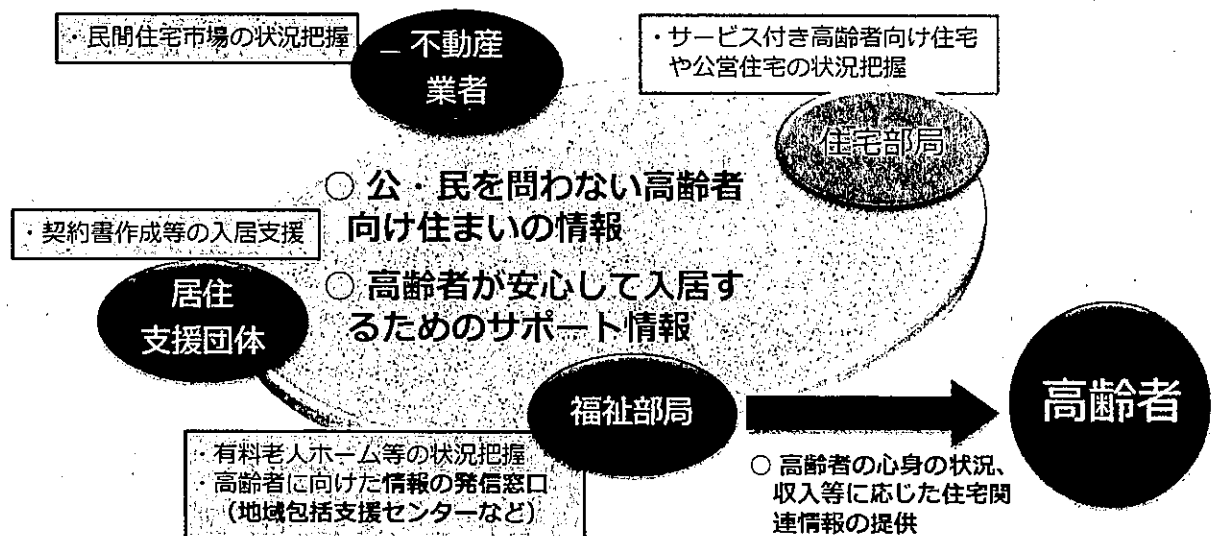
福祉の根幹である高齢者の住まいの問題については、入居希望者に提供するための住宅情報（バリアフリー対応の有無、高齢者の受け入れ状況、連帯保証人の必要性の有無、空き家状況）の把握や、入居契約などの居住サポートについてのフォローが難しく、福祉部局単独での施策展開には限界がある。

このような中で、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）では、高齢者など住宅の確保が困難な方々について、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地域において、地方自治体、不動産関係団体、居住支援団体等が居住支援協議会を組織することができることとされており、相互に連携を図ることが必要である。

各地方公共団体の福祉部局においては、住宅部局との連携を強化し、居住支援協議会の設置に向けた検討を進めるようお願いする。また、民間団体とのネットワークを通じて、高齢者向け住宅の情報を随時かつ適確に把握し、地域包括支援センターなど、市民向けの窓口を活用した積極的な情報提供に努められたい。

なお、居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みについては、平成26年度予算案においても国土交通省で支援に係る予算を計上しているところであり、引き続き住宅セーフティネットの構築に向けた取り組みを進めるようお願いしたい。

【高齢者を対象とした居住支援協議会のイメージ】



6. 介護相談員派遣等事業について

本事業は、介護相談員が介護サービスの現場を訪問して、利用者からの相談に応じ、疑問や不満、不安を解消することにより、①利用者の尊厳を守るとともに、②事業者のサービス向上に寄与するものだけでなく、③シニア層のセカンドライフの充実にも寄与しており、非常に有益な事業である。

本事業は地域支援事業の任意事業として位置付けられており、事業の積極的な実施に向けて、第6期介護保険事業計画策定にあたっては、同計画に位置付けていただくようご検討願いたい。

本事業については、平成24年度から施設サービスと同様に居宅サービスにおいても、介護相談員との連携が事業者の努力義務とされたものの、全国の市町村における実施状況は28.0%（H25.3）に止まっている。このため、昨年度より未実施市町村が多い都道府県において、本事業の理解促進のために市町村に対する説明会を開催しているところであり、平成26年度においても同様に実施することとしている。更に、本事業の理解が深まり、より事業が推進されるような取組（事業所も交えた好事例の発表会等）も行いたいと考えているので、具体的にご提案や開催のご要望があれば、お知らせ願いたい。

本事業が未実施の市町村におかれては、こうした説明会等に積極的にご参加いただくようお願いするとともに、都道府県におかれては、説明会等の積極的な開催にご協力をお願いする。

7. 百歳高齢者表彰について

百歳高齢者表彰については、老人福祉法第5条に基づく老人の日記念事業として、百歳を迎える方に内閣総理大臣からお祝い状、記念品（銀杯）を贈呈し、その長寿をお祝いするとともに、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的としている。

本表彰は昭和38年度より実施され、地域において広く浸透しており、百歳を迎える方、ご家族などが楽しみにされているものであり、平成26年度においても実施することとしているので、対象者の把握などご協力をお願いしたい。

今後の主なスケジュール（予定）

- ・ 第一回人数調査 平成26年3月
- ・ 第二回人数調査 5月頃
- ・ 氏名確認 7月頃
- ・ 物品配布 8月末頃

なお、対象者が転居等した場合には、転居先自治体へ情報提供を確実にを行い、表彰漏れ等のないようお願いしたい。

